

## 深川市市道路線認定事務取扱要領

深川市市道路線認定事務取扱要領を次のように定める。

### (目的)

第1条 この要領は、深川市が造成する道路以外の道路を、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき市道として路線を認定するために必要な事務手続きについて定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道とは、法第3条各号に規定する道路をいう。
- (2) 私道とは、前号以外の道路で、通常一般の用に供されているものをいう。
- (3) 限定管理市道とは、市が行う市道管理業務のうち、冬期間の除雪業務は行わない道路をいう。

### (認定の範囲)

第3条 市道認定する道路は、次に掲げる道路とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)等の規定により本市に帰属する道路
- (2) 国道又は道道の廃止に伴い市道として存置する必要がある道路
- (3) 都市計画事業として事業認可を受ける計画道路
- (4) 公共的利用価値を有する私道
- (5) その他市長が必要と認める道路

### (認定の要件)

第4条 市道路線の認定は、前条各号に掲げる道路で、その道路敷地の幅員が8メートル以上であって、その構造は道路構造令(昭和45年政令第320号)及び深川市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年深川市条例第24号)第5条から第44条までの規定に準じ、かつ、次のいずれかの要件を備えたものについて行うものとする。

- (1) 路線の起点及び終点が直接公道に連絡すること。
- (2) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端の終点に自動車の転回可能な直径13メートルの円を含む広場が確保されていること。
- (3) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端が公園、学校、河川等の公共的施設その他これに類するものとして市長が特に認める施設に連絡すること。

2 前条第4号による路線の認定は、前項の要件のほか次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 道路敷地について深川市が権原を取得することができること。
- (2) 道路敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 道路敷地に支障となる物件がないこと。
- (4) 道路敷地が石標等により明確に区分されていること。
- (5) 路面排水施設を備えているか、又は路面排水ができる形状であること。
- (6) 道路敷地内に落雪等の危険がないこと。

3 第1項に規定する幅員にかかわらず、平成28年3月31日までに造成された道路であって、その道路敷地の幅員が現に5.4メートル以上である道路については、次に掲げる要件を備えているときに市道路線に認定できるものとする。

(1) 前項の要件を備えていること。

(2) 第1項第2号の要件を備えている場合は、道路の延長が50メートル以上であること。

(3) 専ら当該地区の主要な道路として利用されていること。

(4) 道路沿いに家屋が連たんし、拡張することが困難であること。

4 第1項に規定する幅員に関わらず、平成28年3月31日までに造成された道路であって、その道路敷地の幅員が現に4メートル以上である道路については、次の各号のいずれかの要件を備えているときに限定管理市道に認定できるものとする。

(1) 第1項第1号、第2項各号並びに前項第3号及び第4号の要件を備えていること。

(2) 路線の一端が公道に連絡する道路であって、道路の延長が50メートル以上である場合に、第2項各号並びに前項第3号及び第4号の要件を備えていること。

(寄附申込)

第5条 第3条第4号の私道について市道路線の認定を受けようとする者は、深川市市道路線認定申出書(別記様式第1号)のほか、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 寄附申込書(別記様式第2号)

(2) 位置図

(3) 地積測量図(縮尺1/500)又は地籍図

(4) 道路附属物及び占用物件等を記した現況平面図

(5) 登記簿謄本又は登記事項証明書

(6) 登記原因証明情報兼登記承諾書(別記様式第3号)

(7) 印鑑証明書

(8) その他登記に必要な書類

(9) 限定管理市道にあつては、維持管理に関する同意書(別記様式第4号)

(路線の起点の取り方)

第6条 路線の起点の取り方は、次のとおりとする。

(1) いくつかの主要な道路と連絡する場合は、その主要度の高い方の道路の中心を起点とする。

(2) 公園、学校、河川等と連絡する場合は、その敷地境界線を起点とする。

(3) 主要地と主要地を連絡する場合は、主要度の高い方又は利用度の多い方を起点とする。

(4) 主要停車場と主要地を連絡する場合は、主要停車場を起点とする。

(5) その他の場合は、深川市の元標地点に近い方を起点とする。

(路線名の付け方)

第7条 路線名は、原則としてその路線の起点と終点の名称を起終点の順に呼称するか、又は地先若しくは主要経過の地名を付ける。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

深川市長 様

代表者 住所  
氏名  
電話番号

印

深川市市道路線認定申出書

下記の路線について、市道路線として認定を受けたいので申し出ます。

なお、この申出について条件を付された場合において、それらを履行しないまま6か月間を経過したときは、この申出書を取り下げます。

記

土地の所在

所在	地番	地目	地積 (㎡)		所有者

別記様式第2号（第5条関係）

寄付申込書

私の所有する下記の土地を公共用（市道敷地）として寄付したいので、申し込みいたします。

なお、土地改良区脱退決済金のあるときは、私が手続きして支払いいたします。

記

土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）	記事

年 月 日

住 所  
氏 名

印

深川市長 様

上記寄付申し込みのあった土地については受納いたしました。

年 月 日

深川市長

様

別記様式第3号（第5条関係）

登記原因証明情報兼登記承諾書

私所有の下記表示の土地は、公衆用道路敷地として 年 月 日深川市へ寄付し、同日所有権が移転したので、その所有権移転登記をすることを承諾します。

年 月 日

登記義務者

住 所

氏 名

深川市長 様

記

土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		記事

